ブラジルの乾燥ココナッツ相殺関税パネル及び上級委員会報告

(WT/DS22/R, パネル報告提出日:1996年10月17日, 採択日:1997年3月20日)(WT/DS22/AB/R, 上級委員会報告提出日:1997年2月21日, 採択日:1997年3月20日)

【事実の概要】

1.本件事案は、フィリピン政府の8つの政府助成措置(以下、本件補助金)に関し、ブラジル政府が121.5%の相殺関税(CVD)を賦課した措置(以下、本件措置)に対して⁽¹⁾、フィリピンが1994年のGATT第1条、第2条、第6条3項及び6項(a)、及び、農業協定第13条に基づき異議を申し立てた事案である。CVD手続の経過は以下の通り。

1994年1月17日 国内産業による調査手続開始の申立

6月21日 CVD調査開始

1995年3月23日 暫定的CVDの賦課決定

8月18日 確定的CVDの賦課決定

2. フィリピンの主張は、概ね、以下の三点である。①本件措置が、1994年のGATT第6条に定めるCVDの各要件に適合せず、第1条の最恵国待遇義務、第2条の関税譲許義務に反するものであること、②ブラジルが23条1項協議を拒絶したことは、紛争解決了解(以下、DSU)第4条1項、2項、及び、3項の義務に反するものであること、③仮に、本件措置がGATT第6条に適合するものであるとしても、CVDの賦課は、農業協定第13条に反するものであること。

これに対して、ブラジルは、以下のように反論した。すなわち、①本件措置に適用される唯一の義務は、東京ラウンドSCMコード(以下、SCMコード)のそれであり、本パネルは、同コード上の違反を審査できないこと、②上記フィリピンの三つの主張は、いずれもパネルの付託事項に含まれないこと、③フィリピンは農業協定上の例外要件を立証していないこと、④仮にパネルが本件措置の実体審理に進んだとしても、同措置は1994年のGATT第6条の各要件に適合していること。

3.このように、本件事案においては、まず先決的主張(preliminary arguments)として、 適用法及び付託事項の範囲に関する争点(ブラジル主張①②)が問題となり、これら争点 が解決された後に、さらに進んで、本件措置の実体要件に関する審査が問われることとなるが⁽²⁾、パネル⁽³⁾及び上級委員会⁽⁴⁾は、いずれも、この先決的主張の段階において、ブラジルの主張を概ね認め、フィリピンの申立を退ける判断を下した。

両当事国の主張は、実体要件に関するそれも含め多岐に亘るものであるが、以下、パネルが審査した論点(適用法)に限定して、両当事国の主張の概要を簡潔に紹介する。

【両当事国の主張】

ブラジル政府による主張点は、本件措置に関して適用される法規範は、SCMコードによる規律に限られ、フィリピンはSCMコード上の紛争解決手続に訴えることしかできないというものである(para. 22)。1994年のGATTや農業協定といったWTO諸協定は、条約不遡及の原則及びSCM協定第32条3項により、本件措置には適用がない。

1. 国際法上の原則(条約の不遡及)

i. ウィーン条約法条約(以下、ウィーン条約)第28条

ブラジル: 国際慣習規範によれば、条約上の義務の遡及適用は許されない。本件措置の調査手続は1994年に開始されたが、同時点においては、SCMコードが有効であった。これに対して、1994年のGATT及びWTO協定は1995年1月1日に発効したものである。ウィーン条約第28条には、条約の発効日以前になされた行為に関しては、加盟国は拘束されない旨の規定が置かれている。本件において関連する行為は、CVD調査手続の開始及びそれに続く一連の行為であり、1994年6月21日に開始されたものである(para.23)。

フィリピン: 本件事案において、問題となる行為は1995年8月18日のCVD 賦課行為であり、WTO協定発効後のことである。発効前になされた行為は調査開始に 過ぎず、その他の重要な諸行為(暫定CVDの賦課、調査の終結、CVD賦課の最終決 定、CVDの徴収)は、すべて発効後になされている。フィリピンはこのうち、CVD 賦課の最終決定及び徴収の両行為を問題としている。調査手続の開始行為と確定的CV Dの賦課行為との間には大きな隔たりがある(para. 25)。また、国際法上の一般原則によ れば、既に存在する措置も、新協定上の新たな義務に照らして審査されなければならな い(para. 26)。

ii. 米国ガソリン基準事件

フィリピン: ブラジルは、実際の税徴収に対してWTO協定が適用されることを認めている。この点、米国ガソリン基準事件において、上級委員会は、米国ガソリン基準の有効性を評価するために、その立法過程に関する検討を行ったが、これはWTO協定発効前のことである(para. 27)。

ブラジル:ガソリン基準事件において、ベネズエラ等が問題としたのは差別的基準の維持行為であり、当該基準の実施に先立つ立法過程ではない。また、ガソリン基準事件では当該基準に対する異議申立制度が存在しないが、本件ではSCM協定及びブラジル国内法上、救済手段が存在する(para. 28)。

iii. 非ゴム製履物に対する米国CVD事件(以下、非ゴム履物事件)

フィリピン: 非ゴム履物事件において、既に存在する措置は新協定上の新たな義務に 照らして審査されなければならないという国際法上の一般原則が認識されている。

同事案で、SCMコード以前に発動されたCVD措置の継続は、コード上の損害要件審査に服するとの判断が出された。この論理を本件に適用すれば、ブラジルによるCVD措置は1994年のGATT上の義務に服することとなる(para. 29)。

ブラジル:仮に、非ゴム履物事件が先例的価値を有するとしても、同事案は利害関係人の申立に基づく行政見直し手続が審査の対象である(para.30)。また、調査及び確定的 CVD賦課の根拠となる認定という行為と、CVDの継続的徴収行為とは区別される。 前者にはSCMコードのみが適用され、後者にはWTO諸協定の規律が適用されるのであり、フィリピンは、後者に対して見直しを求め、WTO諸規律との適合性如何を問うことができる(para.31)。

iv. モロッコ燐酸塩事件 (以下、燐酸塩事件)

ブラジル: 燐酸塩事件における常設国際司法裁判所の判決は、第28条に規定する遡及適用概念の意味を理解する上で示唆に富むものである。同事件においては、1931年に請求の根拠となる条約が批准される以前の、フランス政府による1920年の行為の結果として燐酸塩の独占が形成されたという事実関係の下、イタリア政府は当該条約に基づいて異議の申立を行いえない旨判示したものである(para.32)。

フィリピン: 燐酸塩事件判決において、裁判所は、「紛争の発生が、批准後の状況又は事実に関連するものである場合…、当該事実又は状況は、裁判所の強制管轄権を認める材料となる」と述べている。また、同事件で判断基準となる「確定的行為」には、本

件事案においては確定的CVDの賦課行為が該当する(para.33)。

2. SCM協定第32条3項

ブラジル: 1994年のGATT第6条は、SCM協定に関連して(in conjunction with)検討することを要する。WTO設立協定第2条2項によれば、SCM協定及び1994年のGATTは、ともにWTO協定の不可分な一部分を構成する。また、SCM協定第10条では「加盟国は、…相殺関税が千九百九十四年のガット第六条の規定及びこの協定[SCM協定]に定める要件に適合して課されることを確保するため必要なすべての措置をとる。」旨規定する。両者は一体のものとして適用されねばならず、協定第32条3項は1995年1月1日以前に開始された調査にはこれら協定の適用はないと定める。さもなくば、同一事項に対して、パネルは1994年のGATT規定に関して、より詳細なWTO協定(すなわち、SCM協定)と異なった解釈を行うことができることになってしまう(para.42)。

フィリピン:協定第32条3項は、SCM協定の手続的義務にのみ適用がある。本規定の目的は、WTO加盟国がSCM協定のより詳細な調査手続に関する規律を遵守するために、発効前に開始された調査をやり直す煩を避けることにある。1994年のGATT第6条の実体基準は、1947年のGATTにおけるそれと文言上同一であり、協定32条3項は、1994年のGATT第6条上の義務に対して適用はない(para.44)。

ブラジル: WTO設立協定第2条4項によれば、1994年のGATTと1947年のGATTとは法的に別個の存在であり、1947年のGATTは1995年12月31日をもって終了した(para.49)。

フィリピン:1947年のGATTと1994年のGATTとの間の法的区別は、WT O協定上の利益に対する「只乗り」問題を回避するための手法である。

3. 農業協定の適用(農業協定第13条)

ブラジル:農業協定の本件への適用も、1994年のGATTと同様、遡及適用となる。また、農業協定第13条は、SCM協定の適用がない場合は適用することができない (para.66)。すなわち、協定第13条柱書は、1994年のGATT及びSCM協定に基づく措置に対する制約規定であり、SCM協定の適用がない以上、第13条の適用もない。また、同条の注4の文言も同様の趣旨である。

フィリピン:第13条上の文言"and"は、分離的な意味に解釈しなければならない。したがって、農業協定は、1994年のGATT第6条又はSCM協定に基づく事態に対して適用がある(para.68)。

【パネル】

パネルは、第一に、1994年のGATT及び農業協定が、本件措置の適用法となりうるかという問題、第二に、ブラジルによる協議拒絶のDSU抵触性の問題を検討し、いずれもフィリピンの申立を退けた。

1. 適用法(225-285)

i. パネルは、まず、1994年のGATT第1条、第2条、第6条及び農業協定第13 条が、SCM協定とは独立に適用できるか否かという問題を検討する前提として、SC M協定の適用可能性について判断を下した(226)。

この点、SCM協定第32条3項には、WTO協定発効日以降の申請に基づき開始される「調査」に対して、SCM協定が適用される旨規定されているが、本規定における「調査(investigation)」には、手続及び実体の両側面が含まれる。これらを峻別することは、解釈上の混乱を招くとともに、実際も極めて困難である(229)。同様に、CVD賦課(imposition)と徴収(collection)とを区別する議論も説得的でなく、SCM協定に規定される見直し手続に対して、はじめてSCM協定の規律が及ぶ。したがって、本件措置に関して、SCM協定は適用法とはならない(231)。

- ii. 上記認定を前提として、パネルは、次に、1994年のGATTとSCM協定との 適用上の分離可能性(separability)についての審理に進んだ。
 - a. 規定文言による解釈

通常の意味では、協定第32条3項における「この協定」(this Agreement)という文言は、SCM協定のことを意味するが、他条文でこのように厳格な解釈態度を貫くと不都合が生じる場合もある(例:「国内産業」「補助金」などの文言)(234)。その意味で、「文脈(context)」が重要になり、文言それ自体は決め手にならない(235-236)。

b. 文脈における解釈

イ. 協定第10条は、相殺関税の賦課において「1994年のガット第6条の規定 及びこの協定に定める条件に適合」しなければならない旨規定する。同条の規定は、 SСM協定の適用がある場合にのみ適用されるものであり、1994年のGATT第6条の適用可能性については中立的かつ何ら指針とならないとの立場もとりうるが、他方、どのように(how) GATT第 VI 条が適用されなければならないかという点について、手がかりを与える(inform)ものである(237)。

ロ. 協定第32条1項も、SCM協定の適用がある場合にのみ適用される規定であるとの解釈もできるが、同条が、GATT第6条を解釈するものとしてのSCM協定に言及しているのは重要である。第6条を別個独立のものとして解釈適用するならば、①第6条のみによる解釈、及び、②第6条+SCM協定による解釈、との間で解釈上の齟齬が生ずるという深刻な問題のおそれがある(238)。また、SCM協定が適用法でなくとも、解釈上の指針として、上記①②の間の齟齬を調整することは法的にできない(239-240)。

c. 目的・趣旨による解釈

解釈上の齟齬が生じる可能性は、WTO協定の主要な目的に反するものである。①WTO設立協定前文、②協定第2条2項、③単一の了解(DSU)に規律される紛争解決機関などに示されたWTO協定の主要な目的(すなわち、統合化された貿易システム)を考慮すると、SCM協定が適用されない場合には、GATT第6条も適用がないと解釈すべきであるとの方向に強く傾く(paras. 241-243)。

d. 一体不可分であるとの解釈をとった場合の帰結(consequences)について

両者は一体不可分との解釈をとった場合の不都合として主張される点について検討する。第一の指摘は、WTO紛争解決手続へのアクセスが否定されるというものであり、第二の指摘は、WTO加盟国の中には、GATTにおいてもWTOにおいても、 救済フォーラムを与えられない国がありうるというものである(para. 262)。

イ.経過規定(transitional provisions)は、通常、一方で新協定が円滑に発効することと、他方で前協定上の正当な期待の保護との均衡(バランス)をはかるべく置かれ、様々な定め方がある(264)。一方の極には、新体制の規律が、新協定発効時に存在するすべての措置に及ぶという形態、他方の極には、発効時のすべての措置を「祖父化」するという形態、そして、その中間形態である(para. 264)。WTOシステムにおいては、複数の組み合わせ形態がとられた。協定の特定分野においては、既存の措置に対してWTO協定上の義務が及び、紛争解決手続の利用が可能となる(例:ガソリン基準事件)。

CVDに関しては、両極の形態はとられず、漸進的な経過措置が採用された。というのは、CVDの場合、手続要件と実体要件とが密接不可分に関連しており、その評価においては、措置発動に至るプロセスの審査が不可欠となるからである(para. 265)。ロ. WTO協定上の実体義務は、見直し(review)手続、サンセット(sunset)条項を通

じて及ぼされ、WTOシステムの中に組み込まれる(phase-in)(paras. 268, 275-277)。 いかなる経過措置を選択するかについては、本パネルがコメントするところではない (paras. 269, 278)。

ハ. 東京ラウンドSCM委員会は、署名国の脱退またはSCMコードの廃止の後も、SCM協定第32条3項の規定に従い同協定の適用を受けないCVD調査又は見直しに関して、SCMコードを存続せしめる旨の決議を採択した⁽⁵⁾。これによって、署名国はSCM協定の適用のない調査に関して、SCMコードの下、紛争解決の適切な機会を与えられる。

また、1947年のGATT締約国団も、WTO協定発効後1年間、1947年のGATTは存続し、場合によっては、さらにもう1年間期間延長することができる旨の決議を採択した⁽⁶⁾。これにより、締約国はSCMコードの適用がない場合でも、1947年のGATTに基づく紛争解決手続を利用できる。

iii. 条約の不遡及原則(ウィーン条約第28条)

ウィーン条約第28条の規定は、「別段の意図が条約から明らかである場合を除いて」 適用されるとあり、本件事案において、本パネルは、WTO協定の規定文言より示され る起草者の意図に基づいて結論に達した。したがって、両当事国による同条の解釈適用 については審査しない(279)。

iv. 1994年のGATT第1条及び第2条との整合性

第1条、第2条及び第6条は相互に関連しており、第6条によって、第1条、第2条との整合性を問われるおそれのある措置が合法化されるという関係にある。しかしながら、経過措置のため、一定の措置に対して1994年のGATT第6条及びSCM協定の規律が及ばないからといって、第1条、第2条違反が成立することを意味しない。むしろ、これら措置に関しては、第6条及びSCM協定の規律が及ぶ時点(すなわち、見直し)まで隔離するという効果をもつ(paras. 280-281)。

v. 農業協定の適用可能性

相殺関税措置が農業協定第13条の適用を受けるのは、当該措置が「GATT1994 4第VI条及びSCM協定第V部の適用を受ける」場合に限る。本件においては、農業協定第13条の適用はない(para.284)。

2. 協議の拒絶について

DSUの下で要請を受けて協議を開始する加盟国の義務は、紛争解決制度が機能するために最も重要なものであり、絶対的なものであると考える(para. 287)。他方、パネルはその審査範囲を付託事項に記載された申立に限定することを義務づけられている。本件事案では、特別付託事項が合意されている。これによれば、パネル設置要請の中で言及された「問題(matter)」が審査対象となる。また、ブラジルの提出文書(WT/DS22/3)及び1996年2月21日のDSB会合における審議の議事録も考慮される。

この点、上記パネル設置要請及び2月21日の議事録のいずれからも、ブラジルの協議 拒絶に関する認定をパネルが求められていると結論づけることはできない。

【上級委員会】

上記パネル報告に対して、両当事国は上級委員会への申立を行った。上級委員会における審査事項は以下の通りである。

- 1) 1994年のGATT第6条は、WTO協定発効前の申立に基づいて開始された調査による相殺関税の賦課に対して、SCM協定と独立に適用されるか(フィリピン)。
- 2) GATT第6条の適用如何は、第1条、第2条のそれを決定づけるか(フィリピン)。
- 3) GATT第1条、第2条に基づく申立は、パネルの付託事項に含まれるか(ブラジル)。

上級委員会は、その論拠も含めて、ほぼパネルの判断を支持し、フィリピンの申立を退けた。以下、上級委員会の判示の概要を紹介する。

1. GATT第6条の適用可能性について

i. WTO協定は、GATT体制と根本的に異なるものであり、加盟国により一括受諾された単一の条約である。WTO協定第2条2項によれば、附属書1、2及び3に含まれる多角的貿易協定はWTO協定の「不可分の一部」を成す。また、DSUは、これら多

角的貿易協定にかかる紛争に対して、統合化された紛争解決メカニズムを提供するものである(pp. 10-12)。

1994年のGATTと附属書1A諸協定との関係は複雑であり、個別の検討を要する。附属書1Aには一般的な解釈上の注釈が置かれ、1994年のGATTが他の諸協定の規定と抵触する限りにおいて、当該他の諸協定の規定が優先する旨規定されているが、検討すべき問題は、SCM協定が1994年のGATT第6条に取って代わる(supersede)か否かではなく、第6条がSCM協定の規範と分離・独立して規範を形成するか、それとも両者は不可分一体の規律であるかという点にある(p.13)。

- ii. 条約不遡及の原則に関しては、ウィーン条約第28条が一般則を定めるが、本件事案では、SCM協定第32条3項が「明確な意図の表明」であり、これを検討する (pp. 13-14)。
- iii. SCM協定第32条3項の解釈
 - a. <u>規定文言</u>を通常の意味において吟味するならば、「この協定(this Agreement)」は、 SCM協定を意味するものと解釈することができる(p. 14)。
 - b. 文脈: SCM協定第10条及び第32条1項が、SCM協定と1994年のGATT第6条との関係を説明している。両規定の通常の意味によれば、SCM協定の交渉者は明らかに、統合されたWTO協定の下、相殺関税はSCM協定第V部及びGATT第VI条に従ってのみ賦課することができるものと考えていたとの結論が導かれる。第32条3項を、第10条及び第32条1項と関連づけて解釈するならば、第32条3項における「この協定」という文言は、「この協定及び1994年のGATT第6条」を意味することは明らかである。
 - c. <u>目的</u>: WTO体制の統合性に鑑みると、従来のGATT体制において、GATT 第6条がSCMコードと独立に適用されるからといって、1994年のGATTがS CM協定と独立に適用されることは意味しない。

協定第32条3項は、明らかに、相殺関税調査や見直しに関して、1947年のGATT法の適用とWTO協定の適用との間の境界線を、申立の期日を基準に決定する旨定めるものである。相殺関税は、一連の行為の結果として賦課されるため、不確実性、予見可能性の欠如、不公正性を排するため、明確な境界線が必要となる(p.17)。

また、東京ラウンドコード委員会及びGATT1947締約国団による経過期間に 関する諸決議によれば、1947年のGATT及びSCMコードは、WTO協定発効 後1年間、有効に存続することとされた。また、WTO協定発効前の申立に基づくCVD調査・見直しに関する紛争に対処するため、東京ラウンドSCM委員会は、さらにもう1年間存続することとされた。無論、これら決議は、WTO協定上の権利義務を変動するものではなく、同協定の解釈上は限定的な関連性しかもたないが、これら決議が、経過期間中、紛争解決の場を提供しているという意図は、第32条3項を理解する助けとなる(pp. 17-18)。

また、フィリピンは、第32条3項の結果、異議申立の権利を奪われることにはならない。すなわち、1995年12月31日までは1947年のGATTに基づく申立、1996年12月31日まではSCMコードに基づく申立を行うことができる。これに加えて、確定的CVD賦課から一定期間経過後は、SCM協定21条2項に基づく見直し要請の権利を取得し、現在に至っている。

2. 1994年のGATT第1条及び第2条の適用可能性について

パネルの判断と同様、第6条の適用可能性によって、第1条、第2条のそれが決定づけられる。

3. 付託事項について

付託事項の重要性は、次の二点に求められる。第一には、デュープロセス上の目的であり、両当事国及び第三国に十分な情報を提供し、反論の機会を与えることである。第二には、紛争における申立の範囲を明確化することによって、パネルの管轄権の範囲を確定することにある。

審査対象となる「問題(matter)」は、付託事項で特定された関連文書において両当事国によって提示された特定の申立(specific claims)であり、明確化されなければならないとの、過去のパネル報告の結論に同意する。

ただし、本件においては、適用法に関するパネルの結論に同意するため、1994年のGATT第1条及び第2条が付託事項に含まれるか否かについては検討を要しない。

【解説】

1. 本件は、GATT体制からWTO体制への移行に伴う経過期間中の措置に関する事案であり、まず第一にその特殊性に留意すべきであろう。パネル及び上級委員会において判

断されたほぼ唯一の争点は、適用法に関するそれに限られる。本件パネル及び上級委員会 の結論は、その論拠も含め、概ね妥当なものであると思われる。

以下、パネル・上級委員会が取り上げた個別の論点に沿って検討を行うが、両当事国が、1994年のGATT第6条の適用可能性に関して、ウィーン条約第28条との関係で相互に主張を展開したのに対して、パネル・上級委員会は、第一に、ウィーン条約第28条とSCM協定第32条3項の関係、第二に、SCM協定と1994年のGATTとの一体性如何、という観点からの検討を経て、結論を導いている。より具体的には、SCM協定第32条3項の規定が、ウィーン条約第28条における「別段の意図」に当たるかという点、及び、SCM協定第32条3項における「この協定(this Agreement)」の解釈として、SCM協定のみを指すのか、それとも、1994年のGATT第6条も含まれると考えるべきか、という点が、それぞれ判断されている。

2. ウィーン条約第28条とSCM協定第32条3項

本件事案では、SCM協定それ自体に基づく申立は行われていないが、パネルが行ったように、1994年のGATTの適用可能性を判断するための不可欠の前提として、SCM協定の適用可能性も含め判断することには、何ら問題ないだろうと思われる。この点、SCM協定第32条3項は、同項上の「この協定」の適用に関して、ウィーン条約第28条における「別段の意図」の表明であると考えてよかろう(**)。

3. CVD措置の性質

SCM協定第32条3項によれば、WTOの発効日以降に行われる申請に基づいて開始される「調査及び既存の措置の見直し」に対してのみ、新協定の規範が適用される旨規定されている。ここで、「調査」という場合、具体的にはCVD措置のどの側面を指すものであるかが問題となりうる。

CVDは、国内産業による申請等にしたがって調査手続が開始され、補助金の存在、国内産業への実質的損害、及び、両者の因果関係の各要件を、施行当局(米国の場合は、商務省及び国際貿易委員会)がそれぞれ認定の上、CVD賦課の最終決定を経て、実際の措置発動(CVDの徴収)へと至る。

他の一般の通商規制措置と異なり⁽⁸⁾、CVDのように実際の措置発動の前段階として、 詳細な要件審査(調査手続)が伴うような場合(ダンピング防止税も同様)、当該調査手 続において、実体要件との適合性如何が施行当局によって判断されることとなる。本件の事実関係においては、WTO発効以前に開始された調査手続の結果として、WTO発効後に実際の措置が発動されているが、調査手続を協定の適用対象から除外し、かつ、実際の措置発動(賦課決定及びCVD徴収)を協定の適用対象とするような扱いはとり得るだろうか。

この点、実際の措置の適法性が審査されるということは、その実体要件及び手続要件を含めた当該措置の適法性が審査されることを意味するが、本件措置における要件事実の認定行為及び措置発動に至る手続プロセスは、いずれも調査手続の段階において行われている。したがって、本件措置の違法性を問う場合に、調査段階を協定の適用対象から除外し、かつ、CVD賦課決定及び税徴収行為それ自体を協定の適用対象とすることは、実際上極めて困難であることが分かる。また、本件措置の手続的側面と実態的側面とを切り離し、「調査」には、その手続的側面のみが含まれると考えることは、その区別が実際上極めて困難であるという点も含め⁽⁹⁾、合理的な文言解釈とは云えまい。また、協定第32条3項において、「調査」と並んで「既存の措置の見直し」が規定されていることを、その経過規定としての性格と併せ考慮すると、協定の適用対象外の「調査」の帰結たる本件措置は、「見直し」段階において、はじめて協定の規律に服することが予定されているとも云える(10)。

このように、CVD措置の一般的性質及びSCM協定第32条3項の文言解釈として、本件措置は、協定第32条3項によって「この協定」の適用対象から除外されるものと考えるべきである。

4. 1994年のGATTとSCM協定との分離可能性(または一体不可分性)

本件事案において、もっとも大きな争点は、1994年のGATT第VI条の規律とSCM協定の規律とを独立が適用されうるか否かという点にある。WTO協定は、従来のGATTシステムを承継するものであるが、SCM協定と1994年のGATTとの関係は、従来の東京ラウンドSCMコードと1947年のGATTとの関係と、いくつかの重要な点において明らかに異なっている。その相違を一言で表現するならば、パネル・上級委員会ともに指摘するように、従来のGATT体制における分裂的性格とWTO体制の統合性(integrality)の違いであり、より具体的には、加盟国の範囲の異同(一括受諾か否か)、統一的な紛争解決システムの存否などに顕れる。したがって、従来のGATT体制の下に

おける先例は⁽¹¹⁾、WTO体制における両者の関係を考察する上で解釈上の指針とはなり得ない⁽¹²⁾。かかる意味において、本件はWTO体制への移行に伴う「新しい」事件であると云えよう。また他方、経過期間終了後の両協定の適用関係に関しては、SCM協定において明文の規定が置かれ、一義的に解決が図られている⁽¹³⁾。したがって、WTOが発効し、一定期間が経過した後は、本件事案で問題とされたような法律問題は生じ得ない。解説の冒頭において本件事案の特殊性として指摘した所以である。

1994年のGATTとSCM協定との分離可能性――すなわち、協定第32条3項における「この協定」の文言解釈――に関して、パネル・上級委員会とも、①第32条3項の規定文言による解釈、②文脈における解釈(協定第10条及び第32条1項)、③目的に照らした解釈((i)統合的システムとしてのWTO体制、(ii)協定第32条3項の経過規定としての性格、(iii)1947年のGATT締約国団及び東京ラウンドSCM委員会による諸決議)という論理過程を経て、両者は一体不可分であるとの結論を導いている。

これらの解釈上の根拠はいずれも説得的であると思われ、評者もパネル・上級委員会の根拠付け及び結論を概ね支持するものである。なお、パネルが、統合的システムとしてのWTO体制という目的及び性格に照らして、仮に両者を一体不可分のものと考えず、1994年のGATT第VI条を別個独立に解釈適用するならば、第VI条のみによる解釈、及び、第VI条+SCM協定による解釈との間で解釈上の齟齬が生ずるという深刻な問題点について詳細に論じているのに対して、上級委員会は、WTO体制の統合的性格を強調するにとどまっている。この点、上記②及び③のアプローチは、協定第32条3項の文言解釈の上で、決定的な解釈上の根拠を提供するものとまでは云えず、パネルの見解に、より説得力があるように思われる。

【注】

⁽¹⁾ 本件相殺関税手続においては、この他、コートジボアール、インドネシア、マレーシア、スリランカが調査対象国とされ、コートジボアール、インドネシア、スリランカの乾燥ココナッツ及びスリランカのココナッツミルクに相殺関税が賦課されたが、本件パネルの審査対象ではない。

⁽²⁾ EC-Imposition of Anti-Dumping Duties on Imports of Cotton Yarn from Brazil, ADP/137(adopted 30 Oct. 1995).

- (3) Report of the Panel on Brazil's Measures Affecting Desiccated Coconut, WT/DS22/R(issued on 17 October 1996) (hereinafter cited as "Coconut Panel").
- ⁽⁴⁾ Report of the Appellate Body on Brazil's Measures Affecting Desiccated Coconut, AB-1996-4, WT/DS22/AB/R(issued on 21 February 1997) (hereinafter cited as "Coconut AB").
- (5) Decision on Consquences of Withdrawal from or Termination of the Agreement on Interpretation and Application of Articles VI, XVI and XXIII of the General Agreement on Tariffs and Trade, SCM/187 (adopted 8 December 1994).
- (6) Decision on the Transitional Co-Existence of the GATT 1947 and the WTO Agreement, L/7583(adopted 8 December 1994).
- (7) Coconut Panel, para. 279; Coconut AB, pp. 13-14.
- (8) その他の通商規制においても、措置の発動前の段階において、輸入物品等が当該規制の対象となるものか否かを判断する行為が常に伴う。かかる意味において、CVDもその他の通商規制も本質的には違いはなく、規制の要件に合致するか否かの判断行為を開始した時点で、当該措置は着手されたと考えるべきである。
- (9) Coconut Panel, para. 229.
- (10) Coconut Panel, para. 230.
- (11) See, e.g., Report of the Panel on United States' Countervailing Duties on Fresh, Chilled and Frozen Pork from Canada (adopted 11 July 1991), BISD 38S/30; Report of the Panel on ECC's Payments and Subsidies Paid to Processors and Producers of Oilseeds and Related Animal-Feed Proteins (adopted 25 January 1990), BISD 37S/116.
- (12) Coconut AB, p. 16.
- (13) SCM協定第10条、第32条1項。

(東條吉純)